

平成 2 1 年度教育職員評価 参考資料

○国立大学法人九州工業大学基本規則 評価関係抜粋

平成19年3月27日
九工大規則第5号

改正 平成19年12月26日九工大規則第75号
平成20年4月1日九工大規則第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学（以下「法人」という。）の組織及び運営に関する基本的事項について定めることを目的とする。

2 法人の組織及び運営については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）その他の法令の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
(主たる事務所)

第2条 法人は、主たる事務所を福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号に置く。

(基本理念)

第3条 法人は、わが国の産業発展のため、以下の基本方針により品格と創造性を有する人材を育成することを基本理念とする。

- (1) 開学以来の教育理念を基本とし、志（こころざし）と情熱を持ち産業を切り拓く技術者・知的創造者を養成するため、質の高い教育を行う。
- (2) 研究活動を常に活性化し、科学に裏付けられた融合技術や境界領域の創成を行うなどにより多くの優れた研究成果を創出する。
- (3) 教育・研究で培った知の公開と価値創造ともの創りを推進し、技術革新と社会を支えるイノベーションにつなげ、地域社会との連携と調和に努める。
- (4) 社会に対する大学の責任を重視し、大学に係るステークホルダーに対する説明責任を果たせる経営を行う。

(業務の範囲等)

第4条 法人は、前条の基本理念及び法人法第22条に規定する以下の業務を行うため、九州工業大学（以下「本学」という。）を設置し、運営する。

- (1) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (2) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (3) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (4) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を推進すること。
- (5) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第7章 評価等

(教育研究活動等に関する評価)

第24条 法人は、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における教育研究活動を含む業務の実績について、自ら点検及び評価を行うとともに文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会の評価を受けるものとする。

2 本学は、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うとともに学校教育法第109条第2項に定める認証評価を受けるものとする。

国立大学法人九州工業大学評価実施規則

平成18年3月22日

九工大規則第18号

改正 平成19年 4月 1日九工大規則第23号

平成19年12月26日九工大規則第75号

国立大学法人九州工業大学評価実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号。以下「基本規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人九州工業大学（以下「法人」という。）における教育研究等の状況に係る自己評価の実施並びにその結果の公表及び検証に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 自己評価並びにその結果の公表及び検証は、法人の教育研究等の質的向上を図り、大学運営全般の改善に資するとともに、法人の諸活動を活性化させ、もって法人の基本理念に沿った目標を達成し、社会からの負託に応えることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則又はこの規則に基づく規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「教育研究等」とは、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備をいう。
- 二 「自己評価」とは、自ら行う点検及び評価をいう。
- 三 「教育職員」とは、九州工業大学に在職し常時勤務する教授、准教授、講師及び助教をいう。
- 四 「事務職員等」とは、九州工業大学に勤務する事務職員、技術職員及び技能職員をいう。
- 五 「部局等」とは、基本規則第11条から第19条第1項に定める学内運営組織、事務局等、学部、大学院、附属図書館、保健センター、共同教育研究施設、共同利用施設及び教育研究プロジェクト推進センター等をいう。
- 六 「認証評価機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第110条第1項の規定により文部科学大臣の認証を受けた者をいう。
- 七 「外部評価」とは、法人以外の者による検証をいう。
- 八 「国立大学法人評価」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条で準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき国立大学法人評価委員会が実施する年度評価及び中期目標・中期計画評価をいう。
- 九 「認証評価」とは、学校教育法第109条第2項の規定に基づき認証評価機関が実施する評価をいう。

(自己評価の種類)

第4条 法人の実施する自己評価の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 職員評価
- 二 組織評価

(職員評価)

第5条 職員評価は、職員の教育研究活動等の一層の活性化を図り、法人の目的及び社会的使命の達成に資することを目的として実施するものとする。

- 2 職員評価は、教育職員を対象とする教育職員評価と、事務職員等を対象とする事務職員等評価に分けて実施するものとする。
- 3 教育職員評価及び事務職員等評価の実施に関し必要な事項は、各々別に定める。

(組織評価)

第6条 組織評価は、部局等ごとに、法人の中期目標・中期計画及び認証評価機関が定める大学評価基準を勘案した評価項目に基づき評価を行うとともに、部局等の評価結果を基に法人全体としての評価を行うものとする。

- 2 組織評価の実施に当たっては、職員評価の結果及び学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 組織評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価)

第7条 法人は、自己評価の結果について、外部評価を受けるものとする。

- 2 外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(国立大学法人評価及び認証評価)

第8条 法人は、自己評価及び外部評価を実施するほか、国立大学法人評価及び認証評価を受けなければならない。

- 2 国立大学法人評価及び認証評価の実施に当たっては、国立大学法人評価委員会又は認証評価機関が定める実施要領等に従い、適切に対応するものとする。

(結果の公表)

第9条 学長は、自己評価及び外部評価の結果を役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するとともに、刊行物その他広く周知を図ることができる方法により法人内外に公表するものとする。ただし、職員評価の個別の評価結果は、本人、学長、本人が所属する部局等の長及び学長が必要と認めた者以外に対して公表しないものとする。

(結果の活用等)

第10条 部局等は、自己評価の結果に基づき、教育研究等に対する改善方策及び改善計画の策定を行うものとする。

- 2 学長及び部局等の長は、前項により策定された改善方策及び改善計画の実施に努めるとともに、評価結果を積極的に活用するものとする。
- 3 国立大学法人評価及び認証評価を受けるに当たっては、自己評価及び外部評価の結果を適切に反映させるものとする。

(監事への報告)

第11条 学長は、自己評価の結果を監事に報告しなければならない。自己評価の結果に基づく改善方策及び改善計画を定めたときも同様とする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

国立大学法人九州工業大学教育職員評価実施要項

平成18年 3月22日
学 長 裁 定

改正 平成21年4月3日

国立大学法人九州工業大学教育職員評価実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人九州工業大学評価実施規則（平成18年九工大規則第18号）第5条第3項の規定に基づき、評価対象、評価実施単位、評価の領域その他教育職員の評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価対象)

第2条 評価対象となる教育職員は、評価実施年度の4月1日に九州工業大学（以下「本学」という。）に在職する者とする。ただし、6月30日までの退職者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する教育職員は評価対象外とする。ただし、本人の希望により評価を受けることができる。

一 評価実施年度の4月1日現在において、本学に採用されてから3年未満の教育職員

二 任期付き採用の教育職員

3 本人の事情により評価の免除等を希望する教育職員がいる場合には、部局等で取りまとめの上、学長に対し、その理由等を付して評価の免除等を申請することができる。

4 学長は、教育職員から評価の免除等の申請があった場合には、その理由等を審査し、適切な措置を講ずることができる。

(評価実施単位)

第3条 評価実施単位は、教育職員の所属する部局等ごととする。ただし、当該教育職員に主たる関係部局等がある場合には、双方の協議により、評価を実施する部局等を決定することができる。

(評価の領域及び評価基準)

第4条 評価の領域及び評価基準は、教育、研究、社会貢献及び管理運営の4つに分類し、各領域における評価の種類及び評価項目並びに評価基準は、別表第一のとおりとする。

(評価の期間)

第5条 評価は、3年に1度実施し、各領域に係る活動の過去3年度分（研究については過去5年度分）を対象期間とする。

(評価実施体制)

第6条 評価の実施に関する全学的な計画の決定、結果の全学集計及び公表その他全学的な調整は、大学評価委員会が行う。

2 部局等ごとの評価方針の決定、評価の実施及びその結果の取りまとめ等は当該部局等の長が行う。

- 3 部局等の長は、評価の実施に当たり、当該部局等の評価の実施に関する事項の専門的検討や実質的な評価作業を行う組織（以下「評価実施組織」という。）を置くことができる。

（評価方法）

第7条 評価は、「教育職員評価システム」を活用して行う。なお、教育職員評価システムの運用方針及び操作マニュアルについては、別に定める。

- 2 教育職員は、教育職員評価システムの中の「教育職員評価シート」に自己の活動状況を入力し、部局等の長に申請するものとする。

- 3 部局等の長及び評価実施組織は、当該教育職員から申請のあった教育職員評価シートについて、評価基準に沿って各領域の活動状況をそれぞれ5段階で評価した上で、データ入力期間に各領域の合計が100%となるよう設定した「重み」を勘案し、

「特に優れている」	50
「優れている」	45以上50未満
「適切である」	30以上45未満
「改善の余地がある」	20以上30未満
「改善を要する」	20未満

の5段階の総合評価を決定する。なお、必要に応じ教育職員から意見を聴取し、その内容を評価の参考とすることができる。

- 4 評価結果と併せて、優れた活動を行っている場合にはその活動の一層の向上を促し、活動状況に問題のある場合には適切な指導及び助言等により活動の改善を促す趣旨の指示・伝達事項を記載する。
- 5 教育職員評価シートの申請をしない教育職員については、評点を「0」として取り扱う。
- 6 部局等の長は、評価対象期間内に理事、副学長又は部局等の長を経験した教育職員の評価に当たり、学長又は理事の意見を聞くことができる。

（評価結果の通知及び報告等）

第8条 部局等の長又は評価実施組織は、評価結果を確定する前に教育職員に当該評価結果を内示し、評価結果に対する意見の申し立ての機会を設けるものとする。

- 2 教育職員から評価結果に対する意見の申し立てがあった場合には、その内容について検討した上で、最終的な評価結果を確定するものとする。
- 3 部局等の長は、評価結果を教育職員に通知するとともに、学長に報告するものとする。
- 4 学長は、評価結果について必要と認める場合には、部局等の長に再評価を求めることができる。
- 5 部局等の長は、学長から再評価を求められた場合には、1ヵ月以内に再評価を行い、その結果を学長に報告するとともに、当該教育職員に通知するものとする。

（評価結果の活用等）

第9条 評価結果は、教育職員が次期の評価期間の活動を充実させるために活用するものとする。

- 2 学長及び部局等の長は、評価結果を全学又は部局等の運営等の改善のための資料として活用するものとする。
- 3 「改善の余地がある」又は「改善を要する」との評価を受けた教育職員は、次期の評価期間における「改善計画書」を部局等の長に提出し、改善に努めなければならない

い。

- 4 部局等の長は、部局等における評価結果の分析及び前項の規定により提出された改善計画書を学長に報告するものとする。

(評価スケジュール)

第10条 評価スケジュールは、別表第二のとおりとする。

(評価結果の公表等)

第11条 評価結果の公表は、部局等の評価結果を全学で取りまとめ、集計したものとする。

- 2 教育職員個々の評価結果等は、本人、学長、本人が所属する部局等の長及び学長が必要と認めた者以外には公表しない。

(その他)

第12条 評価実施後にその状況を検証し、所要の見直しを行うものとする。

第13条 この要項に定めるもののほか、教育職員評価を行うために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最初に行う教育職員評価は、平成15年度から平成17年度までの3年度分（研究については平成13年度から平成17年度までの5年度分）の活動を対象として、平成18年度に行う。

附 則

この要項は、平成21年4月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

教育 (評価対象期間:過去3年度分) 学部・大学院教育両方

評価の種類	評価項目		A	B	C	評価指標1, 2, 3
1-1学部教育	1-1-1	授業担当(学部)	※1 12件以上	4~11件	0~3件	1:A1つ以上 2:AなしB2つ以上 3:AなしB1つ以下
	1-1-2	卒業研究指導	12件以上	1~11件	活動実績なし	
	1-1-3	留学生指導・身体に障害を持つ学生指導(学部)	3件以上	1~2件	活動実績なし	
1-2大学院教育	1-2-1	授業担当(大学院)	※1 3件以上	1~2件	活動実績なし	1:A1つ以上 2:AなしB2つ以上 3:AなしB1つ以下
	1-2-2	博士前期課程指導	※2 12件以上	1~11件	活動実績なし	
	1-2-3	博士後期課程指導	※2 3件以上	1~2件	活動実績なし	
	1-2-4	博士論文審査	※3 3件以上	0.5~2.5件	活動実績なし	
1-3教育の質	1-3-1	FD活動への参加	企画立案1回以上or参加2回以上	参加1回	活動実績なし	1:A1つ以上 2:AなしB2つ以上 3:AなしB1つ以下
	1-3-2	教育達成目標とその妥当性	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
	1-3-3	教育達成目標の達成状況	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
	1-3-4	教育内容面での取組と改善方策	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
	1-3-5	教科書作成	2件以上	1件	活動実績なし	
	1-3-6	その他観点	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
1-4組織的な教育関係活動における貢献	1-4-1	組織的教育貢献	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	1:A 2:B 3:C
1-5その他		教育自己申告				

* 学生評価の取り入れ方については、各部局に委ねる。

(注) ※1 授業回数を分担して負担している場合は、件数を担当教員数で割った数とする。

※2 1-2-2博士前期課程指導、1-2-3博士後期課程指導で「留学生」、「身体に障害を持つ学生」の該当があれば、件数を2倍とする。

※3 1-2-4博士論文審査については、主査を1件、副査を0.5件とする。

5段階評価(1及び2の指標数)

50	1:3~4つ
40	1:1~2つ
30	1:なし、2:3~4つ
20	1:なし、2:1~2つ
10	1:なし、2:なし

教育 (評価対象期間:過去3年度分) 学部主体(ア、ウ) 大学院主体(イ、ウ)

評価の種類	評価項目	A	B	C	評価指標1, 2, 3
1-1学部教育	1-1-1 授業担当(学部)	※1 20件以上	4~19件	0~3件	1:A1つ以上 2:AなしB2つ以上 3:AなしB1つ以下
	1-1-2 卒業研究指導	12件以上	1~11件	活動実績なし	
	1-1-3 留学生指導・身体に障害を持つ学生指導(学部)	3件以上	1~2件	活動実績なし	
1-2大学院教育	1-2-1 授業担当(大学院)	※1 5件以上	1~4件	活動実績なし	1:A1つ以上 2:AなしB2つ以上 3:AなしB1つ以下
	1-2-2 博士前期課程指導	※2 12件以上	1~11件	活動実績なし	
	1-2-3 博士後期課程指導	※2 3件以上	1~2件	活動実績なし	
	1-2-4 博士論文審査	※3 3件以上	0.5~2.5件	活動実績なし	
1-3教育の質	1-3-1 FD活動への参加	企画立案1回以上or参加2回以上	参加1回	活動実績なし	1:A1つ以上 2:AなしB2つ以上 3:AなしB1つ以下
	1-3-2 教育達成目標とその妥当性	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
	1-3-3 教育達成目標の達成状況	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
	1-3-4 教育内容面での取組と改善方策	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
	1-3-5 教科書作成	2件以上	1件	活動実績なし	
	1-3-6 その他観点	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	
1-4組織的な教育関係活動における貢献	1-4-1 組織的教育貢献	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	1:A 2:B 3:C
1-5その他	教育自己申告				

6

ア

イ

ウ

* 学生評価の取り入れ方については、各部局に委ねる。

(注) ※1 授業回数を分担して負担している場合は、件数を担当教員数で割った数とする。

※2 1-2-2博士前期課程指導、1-2-3博士後期課程指導で「留学生」、「身体に障害を持つ学生」の該当があれば、件数を2倍とする。

※3 1-2-4博士論文審査については、主査を1件、副査を0.5件とする。

5段階評価(1及び2の指標数)

50	1:2~3つ
40	1:1つ
30	2:2~3つ
20	2:1つ
10	1:なし,2:なし

研究 (評価対象期間:過去5年度分)

評価の種類	評価項目	A	B	C
2-1 研究成果の公表	2-1-1 査読付き学術論文(招待論文を含める)	6件以上	1~5件	活動実績なし
	2-1-2 査読無し学術論文	14件以上	1~13件	活動実績なし
	2-1-3 査読付き国際会議論文	9件以上	1~8件	活動実績なし
	2-1-4 口頭発表	23件以上	1~22件	活動実績なし
	2-1-5 解説等	4件以上	1~3件	活動実績なし
	2-1-6 著書	2件以上	1件	活動実績なし
	2-1-7 特許	登録1件以上	公開・出願1件以上	活動実績なし
	2-1-8 講演	外国又は全国レベルの学会主催の特別講演・招待講演・基調講演 1件以上	地方分科会の特別講演・招待講演・基調講演 1件以上	活動実績なし
	2-1-9 受賞	1件以上	—	活動実績なし
	2-1-10 メディアへの発信・発表	2件以上	1件	活動実績なし
2-2 研究資金	2-2-1 科学研究費補助金	総額1千万円以上 or 3件以上	1~2件	活動実績なし
	2-2-2 国からの研究資金(科学研究費補助金を除く)			活動実績なし
	2-2-3 受託研究費			活動実績なし
	2-2-4 共同研究費			活動実績なし
	2-2-5 奨学寄付金・財団等研究助成			活動実績なし
2-3 その他	研究自己申告			

5段階評価(水準を上回っている評価数)

50	2-1-1と2-2で水準Aの場合 2-1-1で16件以上の場合 2-1-1又は2-2で水準Aを満たし、かつ、2-1-2から2-1-10で水準Aに4つ以上該当する場合
40	2-1-1で11~15件の場合 2-1-1又は2-2で水準Aを満たし、かつ、2-1-2から2-1-10で水準A又は水準Bに4つ以上該当する場合
30	2-1-1又は2-2で水準A又は水準Bを満たし、かつ、2-1-2から2-1-10で水準A又は水準Bに2つ以上該当する場合
20	2-1-1又は2-2で水準A又は水準Bを満たす場合。あるいは、2-1-2から2-1-10で水準A又は水準Bに2つ以上該当する場合
10	上記以外

社会貢献（評価対象期間：過去3年度分）

評価の種類	評価項目		備考
3-1学外の委員会への 参画	3-1-1	学外委員会(定常的協力のみ)	委員会名及び役職(役割)名の記載があればサンプル表示
3-2学会活動	3-2-1	定常的協力	学会名及び役職(役割)名をサンプル表示
	3-2-2	臨時的協力(国際学会)／国際会議開催	臨時的な協力をした国際学会名と役職(役割)名及び国際会議名と役目をサンプル表示
	3-2-3	臨時的協力(国内学会)	臨時的な協力をした国内学会名及び役職(役割)名をサンプル表示
3-3社会人や小・中・高 校生を対象とする教育 活動	3-3-1	本学主催の講演会・セミナー等	講演会・セミナー名をサンプル表示
	3-3-2	社会人教育等	
	3-3-3	出前講義	
3-4その他		社会貢献自己申告	

5段階評価(該当する件数)

50	13件以上
40	7～12件
30	4～6件
20	1～3件
10	0件

管理運営（評価対象期間：過去3年度分）

評価の種類	評価項目		A	B	C	備考
4-1 全学組織管理運営	4-1-1	管理運営上の責任者	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	記載内容の判断基準
	4-1-2	全学委員会等	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	記載内容の判断基準
4-2 部局組織管理運営	4-2-1	部局委員会等	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	記載内容の判断基準
4-3 安全管理・衛生管理業務	4-3-1	安全衛生業務	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	記載内容の判断基準
4-4 管理運営業務に関する 各種資格取得、教育修了	4-4-1	各種資格・教育修了	サンプル提示	サンプル提示	活動実績なし	記載内容の判断基準
4-5 その他		管理運営自己申告				

5段階評価(水準を上回っている件数)

50	水準Aに該当する評価項目が2件以上ある場合
40	水準Aに該当する評価項目が1件ある場合
30	水準Bに該当する評価項目が2件以上ある場合
20	水準Bに該当する評価項目が1件ある場合
10	上記以外

国立大学法人九州工業大学教育職員評価システム運用方針

平成18年 3月22日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 教育職員評価の実施にあたり、教育職員及び評価実施組織の双方の負担軽減を図るために構築した教育職員評価システムについて、その運用方針を定めるものとする。

(利用対象)

第2条 本評価システムを利用できる役員及び職員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 監事
- 四 副学長（評価担当）
- 五 事務局長
- 六 大学評価室に所属する職員
- 七 部局等の長
- 八 教育職員（第四項、第六項及び第七項に該当する者を除く。）
- 九 その他学長が必要と認める者

(利用範囲)

- 第3条 前条第一号、第三号及び第五号に該当する者は、教育職員の評価シートを閲覧することができる。ただし、入力することはできない。
- 2 前条第二号及び第四号に該当する者は、教育職員の評価シートを閲覧できるとともに、本人の評価シートに入力することができる。ただし、本人以外の評価シートに入力することはできない。
- 3 前条第六号に該当する者は、教育職員の評価シートを閲覧することができる。また、当該教育職員が了解している場合に限り、評価シートに入力することができる。さらに、評価実施組織の担当者が了解している場合に限り、評価内容を評価シートに入力することができる。
- 4 前条第七号に該当する者は、当該部局等に所属する教育職員の評価シートを閲覧することができるとともに、評価内容を評価シートに入力することができる。また、本人の評価シートに入力することができる。
- 5 前条第八号に該当する者は、本人の評価シートを閲覧できるとともに、入力することができる。
- 6 前条第八号に該当する者のうち評価実施組織の担当者は、評価実施期間中に限り評価に必要となる教育職員の評価シートを閲覧できるとともに、評価内容を評価シートに入力することができる。
- 7 前条第九号に該当する者の利用範囲については、学長が定める。

(システムの管理)

第4条 本評価システムの管理は、総務課情報システム係の協力を得て大学評価室が行う。

附 記

この運用方針は、平成18年4月1日から適用する。